

池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、池子住宅地区及び海軍補助施設の設置及び運用に関連し必要となる逗子市民と合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との間で構成される地域社会の良好な関係の形成並びに親善交流促進のため、池子住宅地区及び海軍補助施設に係る地域連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 逗子市民と合衆国軍隊の構成員、軍属及びその家族との間の親善交流に関すること。
- (2) 池子住宅地区及び海軍補助施設に係る日米の良好な関係を形成するための意見交換に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、逗子市、在日米軍（在日米海軍司令部及び海軍横須賀基地司令部）、防衛省（南関東防衛局）及び神奈川県（知事部局及び県警本部）の代表者をもって構成する。

- 2 構成員が会議に出席できない場合は、あらかじめ指定した代理者を、協議会に出席させることができる。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、逗子市長が構成員のいずれかの要請によりいつでも招集するものとする。

- 2 協議会の議長は、逗子市長及び在日米軍（在日米海軍司令部及び海軍横須賀基地司令部）の代表者が交替でこれに当たる。

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局を逗子市に置く。

- 2 事務局は、協議会の各構成員が確認した後、会議録を速やかに作成しなければならない。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会でこれを定めるものとする。

附 則

本協議会は、平成8年2月14日から効力を発する。

附 則

本規約は、平成26年4月1日から施行する。